

年金記録確認島根地方第三者委員会(第1回) 議事要旨

1 日時 平成19年7月12日(木) 15時00分から16時40分

2 場所 松江地方合同庁舎5階 共用第6会議室

3 出席者

(委員会) 岸田委員長、金森委員長代理、佐々木委員、高尾委員、常松委員

(島根行政評価事務所) 板垣所長

(事務室) 釜野室長、中本次長、柳楽主任調査員、三浦主任調査員、福井調査員、
大崎調査員、藤間専門調査員、鈴木専門調査員

4 主な議題

- (1) 島根行政評価事務所長あいさつ
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について(運営規則等)
- (7) 委員会の所掌事務・権限等について
- (8) 年金記録の現状等について(島根社会保険事務局説明)
- (9) その他(フリートークキング、次回日程等)

5 会議経過

- (1) 板垣・島根行政評価事務所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

各委員におかれましては、お忙しい中年金記録確認島根地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、心から感謝、御礼申し上げます。

年金保険料を納められた方に対してきちんと給付することは制度として当然のことである。判断が難しい事例も多いかと思いますが、納められた方の視点に立ってまじめに年金保険料を払った方に対して給付がきちんと行われるよう御検討いただきたい。

年金制度に対する信頼の回復は国家の基本に係わる問題であるとともに、申立てをされる方にとっては御自分の年金額に関わる重大事であって、この委員会の果たす役割は極めて重い。この重い任務に対する御協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後、活発な議論をお願いしたい。

- (2) 岸田委員が委員長に選任された。
- (3) 岸田委員長あいさつ
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長の指名により、金森委員が委員長代理に指名された。
- (6) 事務室員の紹介

(7) 「年金記録確認島根地方第三者委員会運営規則」について事務局から説明され了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

また、委員会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(8) 委員会の所掌事務・権限等について事務局から説明。

(9) 委員から次の質問があり、事務局が回答し了承された。

- ・島根地方委員会のあっせん案に不服がある場合の再申立て方法、中央委員会へ再申立ての可否

- ・島根県外に在住する証言者に対する聞取りの有無・方法

(10) 島根社会保険事務局（事務局長、総務課長、年金保険課長）から、年金記録の現状等について説明があった（委員からの質疑はなし）。

(11) フリーターキングにおいて、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努めるべきで、公正な判断が行われるために皆さんで知恵を出し合っていこうなど、基本的な考え方について委員間で認識の共有が図られた。

(12) 次回の委員会開催日については、申立ての受付状況等をみながら決定することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕